令和8年11月17日
記者会見資料
企画政策部企画課

第六次長野市総合計画（案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

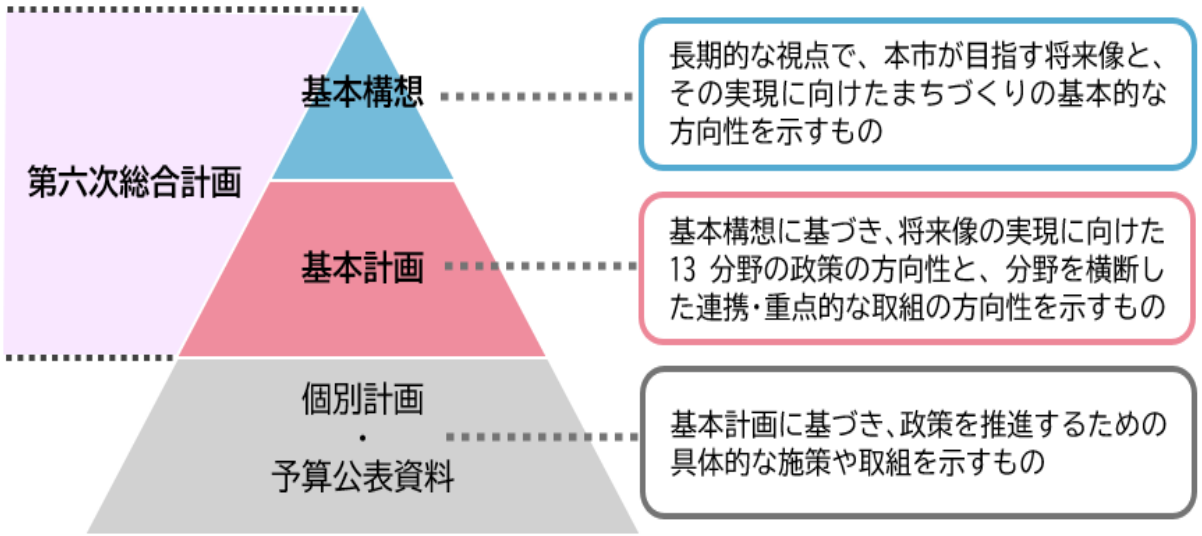
(1)総合計画の位置付け

・総合計画とは、本市の目指す将来像とまちづくりの基本的な方向性を示す最上位の計画です。
・行政、市民、企業・団体など、本市に関わる全ての主体が目指す将来像を共有し、それぞれが主体的に未来のまちづくりを進めていくことを基本理念としています。

(2)総合計画の構成と期間

①計画の構成

・基本構想＋基本計画の2層構造とします。



②計画期間

・個別計画との連動性を考慮し、基本構想10年、基本計画5年とします。
（前期基本計画5年、後期基本計画5年）

	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035	令和18 2036
基本構想	10年間									
基本計画	前期5年間					後期5年間				

長野市の将来像

幸せを未来へ紡ぐ『ながの』
～住みたいまちはみんなで創る～

長野市には、暮らしの豊かさや心地よさを感じられる、たくさんの魅力があります。
一つひとつの魅力が、日々の暮らしに「幸せ」をもたらしてくれます。

こうした幸せの要素をつなぎ合わせ、積み重ね、次の世代へと受け継いでいく。
そして、**今を生きる人も、未来を生きる人も、みんなが幸せを実感できるまちにしていきたい。**

この思いを、**「幸せを未来へ紡（つむ）ぐ『ながの』」**という言葉に込めました。

また、変化の激しい時代だからこそ、**行政、市民、企業、団体など、本市に関わる様々な人たちが、**
それぞれの強みを活かして**主体的にまちづくりに参画し、互いに支え合いながら、力を合わせて取り組むことが大切**です。

*『ひと』*にやさしく、誰もが自分らしく生きるまち
人と地域と自然がつながり、誰もが安心して暮らせる*『まち』*
創造と挑戦が*『産業』*を育み、進化し続けるまち

「この街で、わたしらしく生きる。」という本市の都市ブランドを、市民をはじめとする多様な主体とともに守り、育みながら、
「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを、みんなで創っていきます。

施策の大綱

（1）ひと部門　将来の姿 「『ひと』にやさしく、誰もが自分らしく生きるまち」

視点① 多様性を理解し、支え合う心の醸成

視点② 心と体の健やかな暮らしの実現

視点③ 誰もが安心できる居場所、挑戦できる環境の創出

視点④ 未来の主役として成長し、活躍できる社会の形成

（2）まち部門　将来の姿 「人と地域と自然がつながり、誰もが安心して暮らせる『まち』」

視点① 安全・安心な生活基盤の確保

視点② 快適に暮らし活動できるコンパクト・プラス・ネットワークの形成

視点③ 自然環境や景観の保全・活用と脱炭素の推進

視点④ 地域コミュニティ・つながりの強化と担い手の育成

（3）産業部門　将来の姿 「創造と挑戦が『産業』を育み、進化し続けるまち」

視点① 風土や歴史・文化への誇りの醸成

視点② 地域産業のブラッシュアップと地域経済の好循環の実現

視点③ 新たな価値、サービス、産業の創出

視点④ 多様な人材が活躍できる環境の充実

行政経営の基本方針

・行政経営の基本方針とは、全ての行政分野に共通する市政運営の基本的な姿勢を示す重要な指針です。
・これまでの“あたりまえ”から転換し、将来を見据えた「戦略的な自治体経営」を目指し、業務プロセスの見直しとデジタル技術・データ活用を共通の基盤としながら、「まちづくりの進め方」、「しごとの進め方」、「財政運営の進め方」の3つの視点から、これからの行政経営の方向性を示します。

（1）まちづくりの進め方

多様な主体とともに進めるまちづくり



取組の方向性

- 必要な情報を分かりやすく提供
- 市政に参画しやすい環境の整備
- 長野市への愛着と誇り（シビックプライド）の醸成
- 市民、企業、団体などとの協働・共創、公民連携によるまちづくりの推進
- 自治体間の広域的な連携の推進

（2）しごとの進め方

効率的な行政運営の推進



取組の方向性

- 職員の人材育成と意識改革
- 多様な人材の確保・活用と職員の働きやすい職場環境の整備
- 行政サービスの効率化と利便性向上
- 部局横断的な連携体制の強化

（3）財政運営の進め方

持続可能な財政運営の確立



取組の方向性

- 根拠に基づく政策形成と事業の見直し（EBPM 、PDCA）
- 公共施設マネジメントの推進
- 健全財政の維持と戦略的な投資



業務プロセスの見直しとデジタル技術・データの活用（3つの視点を推進する共通の基盤）

これまでの“あたりまえ”から転換し、戦略的な自治体経営へ

(1)土地利用構想 （土地利用の基本方針）

・土地利用構想とは、社会・経済情勢や本市の地勢・歴史に基づく土地利用状況、さらに国や県が策定する国土利用計画を踏まえ、今後の本市における適正な土地利用・管理を促進するための基本的な方針です。
・地域住民や企業など多様な主体との連携強化やデジタル技術・データの有効活用など、適切な土地利用に向けた方針や、市域を3つのエリアに分けたエリア別の土地利用の方向性を示します。

土地利用の基本方針

① 適切な土地利用・管理

- ◆ 各地域の拠点には役割に応じて必要な都市機能を集積し、居住を促すとともに、拠点間の交通ネットワークの形成を図ります。
- ◆ 既存の土地の有効活用を図りながら、産業集積に向けた土地利用を検討するとともに、産業機能の合理化・効率化を推進します。
- ◆ 優良農地の確保のほか、担い手への農地集積・集約を進め、荒廃農地の抑制と農地の有効利用を促進します。　など

② 安全で安心できる土地利用・管理

- ◆ 災害時にも早期の復旧・復興を見据え、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進します。
- ◆ 災害リスクの高い地域における新たな開発を抑制し、よりリスクの低い地域への居住を誘導します。　など

③ 自然環境や美しい景観などを保全・活用する土地利用・管理

- ◆ 自然環境と地域の発展が調和した適正な土地利用を推進します。
- ◆ 緑豊かな里山環境を活かした観光振興などを通じ、交流人口の増加や地域間の人の流れの拡大につながる土地利用を推進します。

など

④ 土地利用・管理の効率化・高度化

- ◆ デジタル技術やデータ活用による土地利用・管理の効率化・高度化に取り組みます。

⑤ 多様な主体の参加と連携による土地利用・管理

- ◆ 地域が主体となった土地の管理、有効活用に向け、多様な主体の参加と連携を促進します。

（2）土地利用構想 （エリア別土地利用の方向性）



① 市街地エリア

・既存の都市基盤を有効活用するとともに、経済・文化・交流などの都市機能を誘導・集積することで、土地利用における相乗効果の創出を図ります。
・利便性に優れた居住環境を維持するとともに、交通結節機能の強化を通じて、**多様な魅力を持つ活力ある都市空間の形成**を図ります。
・善光寺門前町を核に、歴史的魅力を活かした広域観光拠点として、インバウンドにも対応し、**地域の魅力を国内外に広く情報発信する拠点としての機能の向上**を図ります。

② 市街地周辺エリア

・既存インフラなどを有効活用し、良好な居住環境の維持と生活利便性の向上を図ります。
・農地の集積・集約化とスマート農業技術の活用を進め、**農業の生産性向上**を図ります。
・交通結節機能などを活かし、**必要に応じて新たな産業集積の検討**を進めます。

③ 中山間地エリア

・里山らしい居住環境や**生活中心地での日常生活を支える機能の維持**を図ります。
・地勢を活かした農林業など自然と共生した生産活動の維持を図ります。
・森林など、山間地の自然環境を保全し、**防災や環境面での公益的機能の維持・向上**を図ります。
・豊かな自然を有する高原などでは、**地域外からの滞在・交流を促す環境や観光・レクリエーションの場の形成**を図ります。
・自然体験、環境学習などの学びの場、先行して顕在化する課題に取り組む実証・研究の場として、新たな価値の創出を図ります。

前期基本計画体系図（13分野）

前期基本計画では、以下の分野ごとに目指す姿と、その実現に向けた政策を定めています。

ひと部門

『ひと』にやさしく、
誰もが自分らしく生きるまち

- 01 人権・福祉
- 02 健康・医療
- 03 子ども・若者
- 04 教育・学び

まち部門

人と地域と自然がつながり、
誰もが安心して暮らせる『まち』

- 05 防災・安全
- 06 コミュニティ
- 07 環境
- 08 都市整備

産業部門

創造と挑戦が『産業』を育み、
進化し続けるまち

- 09 商工業
- 10 文化芸術
- 11 観光
- 12 スポーツ
- 13 農林業

ひと部門

分野	目指す姿	政策
01 人権・福祉	「誰もが多様性を理解し、支え合い、生きがいを持って暮らしている」	01－1 人権尊重とジェンダー平等の推進 01－2 多様な文化や価値観を認め合い、共に暮らせる社会の形成 01－3 地域で支え合い、生きがいを持って暮らせる社会の形成 01－4 個性や能力を活かし、自分らしく暮らせる社会の形成
02 健康・医療	「誰もが心身ともに健やかと感じ、安心して暮らしている」	02－1 心身ともに健やかと感じる暮らしの推進 02－2 安心して暮らせる保健・医療体制の確立
03 子ども・若者	「子ども・若者が健やかに育ち、活躍している」	03－1 子どもが個性や能力を育み、成長できる環境の充実 03－2 一人ひとりが安心して結婚、妊娠・出産・子育てできる社会の形成 03－3 若者が希望をもって活躍できる社会の形成
04 教育・学び	「誰もが自分らしく学び、豊かな心が育まれている」	04-1 子どもたちの明日を拓く力を育成する環境づくりの推進 04-2 社会参画と生涯学習の環境づくりの推進

まち部門

分野	目指す姿	政策
05 防災・安全	「災害への備えと防犯・交通安全対策が進み、誰もが安心して暮らしている」	05－1　災害に強いまちづくりの推進 05－2　安全・安心に暮らせる社会の形成
06 コミュニティ	「地域の多様な主体がつながり、地域特性に応じたコミュニティが形成されている」	06－1　持続可能な地域コミュニティの形成 06－2　地域の特色を活かした活力ある地域づくりの推進
07 環境	「豊かな自然が守られ、人と自然が共生している」	07－1　自然環境の保全・活用による快適な暮らしづくりの推進 07－2　環境負荷の少ない脱炭素社会の形成 07－3　資源の有効活用による循環型社会の形成
08 都市整備	「誰もが快適に暮らし活動できるまちとなっている」	08－1　コンパクトで魅力あるまちづくりの推進 08－2　誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築 08－3　暮らしを支える生活基盤の維持・最適化

産業部門

分野	目指す姿	政策
09 商工業	「多彩な人材が活躍し、商工業が持続的に発展している」	09－1　市内企業の経営基盤の充実 09－2　企業の成長と新たな価値創出の促進 09－3　誰もが働きやすく活躍できる環境づくりの促進
10 文化芸術	「文化芸術に親しみ、創造し、継承されている」	10－1　魅力あふれる文化芸術活動の推進 10－2　多彩な歴史・文化芸術に対する愛着と誇りの醸成 10－3　文化芸術・文化財を活かした地域経済の振興
11 観光	「魅力的な観光都市としてにぎわっている」	11－1　観光受入環境の充実 11－2　戦略的な観光誘客の推進 11－3　観光コンテンツの高付加価値化
12 スポーツ	「スポーツを通してまちに活力が生まれている」	12－1　誰もがスポーツを楽しめる環境づくりの推進 12－2　スポーツを通じた交流拡大の推進 12―3　スポーツを活かした地域経済の振興
13 農林業	「地域の特性を活かした農林業が盛んである」	13－1　担い手づくりと農地・森林の有効利用の推進 13－2　地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の推進

分野横断テーマ

前期基本計画では、人口減少社会への適応を念頭に、子どもを産み育てやすく、住みたい、住み続けたいと思えるまちを目指し、横断的かつ重点的に取り組むべきテーマを「分野横断テーマ」として位置付け、5年間の計画期間において、行政・市民・企業・団体が連携し、特に力を入れて取り組むこととします。

（1）未来人材育成

長野市の未来を支える人材を「未来人材」と位置づけ、行政・市民・企業・団体が連携し、**子ども・若者の学びや体験の充実、産業・地域を支える人材の確保・育成に取り組みます。**

誰もが地域で活躍できる環境を育むことで、本市の持続的な成長と豊かな社会の実現を目指します。

（2）魅力あふれるまちなか創出

多彩な都市機能や善光寺門前界隈の歴史的まちなみ、交通結節機能を活かし、**住み続けられる居住環境を整備するとともに、多様な人が集い、巡りたくなる新たな魅力とにぎわいを創出します。**

行政、市民、企業、団体が連携し活気あるまちなかを形成し、まちなかから市域全体へにぎわいを広げ、持続的な発展を目指します。

（3）地域の稼ぐ力強化

本市が誇る豊かな地域資源を最大限に活かし、地域全体の「稼ぐ力」を高めます。

行政・市民・企業・団体が連携し、地域産業の生産性向上・高付加価値化や新たな産業の創出・育成を推進し、雇用と所得の好循環を生み出す持続的な経済発展を目指します。

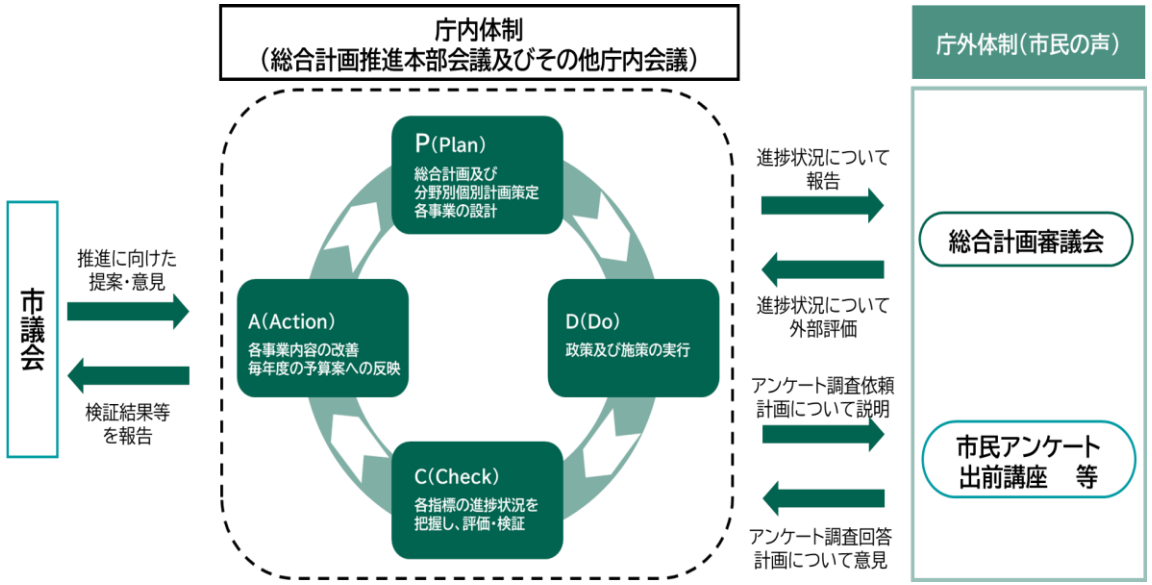
計画推進体制

市民の実感を計画推進の軸に

本市の将来像の実現に向け、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを目指し、**市民の実感を重視**しながら計画を推進します。

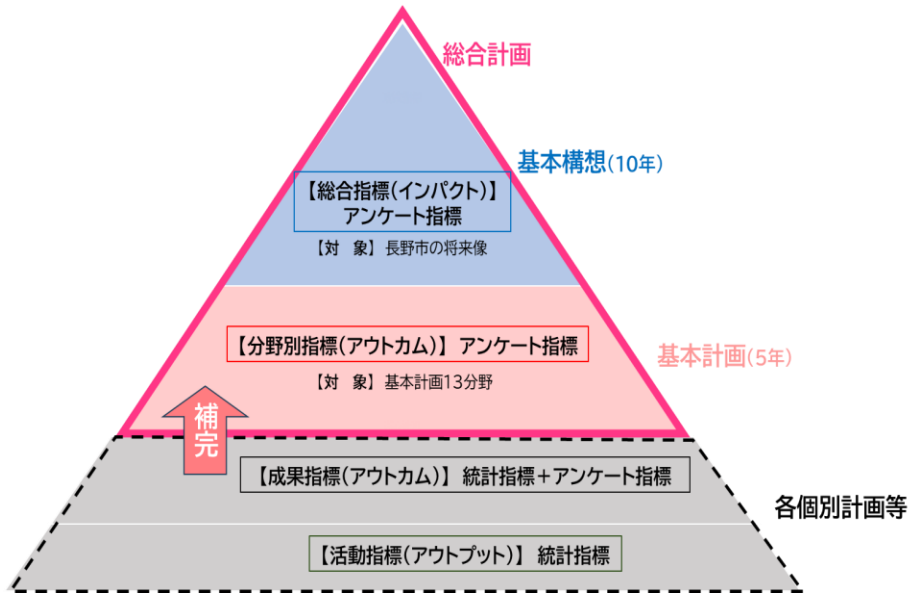
（１）PDCAによる進捗管理

・本計画を推進するため、PDCAサイクルにより進捗を管理します。
・進捗状況は、外部の有識者などで構成される総合計画審議会において評価・検証し、その結果を毎年度公表します。



（２）アンケート指標と統計指標による分析

・本計画では、総合指標（インパクト指標）及び分野別指標（アウトカム指標）に、市民の実感を把握するアンケート指標として設定し、市民アンケートを毎年度実施して進捗状況を把握します。
・各分野の個別計画の統計指標も含め、総合的に評価・検証を行います。



パブリックコメントの実施概要

◆ 募 集 期 間	令和8年11月18日(水)から令和8年12月24日(木)まで
◆ 計画（案）の閲覧場所	企画課、行政資料コーナー、各支所、市ホームページ、
◆ 提 出 方 法	ながの電子申請サービス、郵送、ファクス、Eメール、持参

今後のスケジュール

年	開催日	会議等	内容
令和8年	11月18日(水)	ながの未来カフェ	パブリックコメントキックオフイベント(パネル展とワールドカフェを併用したイベント)
	11月18日(水) ～12月24日(木)		パブリックコメントの実施
令和9年	1月29日(金)	長野市総合計画審議会	パブリックコメントの結果及び答申案審議
	2月4日(木)	〃	答申
	2月17日(水)	記者会見	パブリックコメントの結果及び第六次長野市総合計画(案)について
	2月下旬	3月市議会定例会	【議案提出】第六次長野市総合計画基本構想
	4月1日～		第六次長野市総合計画スタート